

(仮称) 墨田区議会議員の政治倫理に関する条例(素案)の概要

1 目的(第1条)

この条例は、墨田区議会基本条例(平成30年墨田区条例第46号)第27条第2項の規定に基づき、区政が区民の厳粛な負託によるものであることに鑑み、その受託者たる議会の議員が、区民全体の奉仕者として人格及び倫理の向上に努め、いやしくもその権限又は地位に基づく影響力を不正に行使して自己又は特定の者の利益を図ることのないよう必要な措置を講ずることにより、区政に対する区民の信頼に応えるとともに、区民が区政に対する正しい認識及び自覚を持ち、もって公正で開かれた民主的な区政の発展に寄与することを目的とする。

2 議会の役割(第2条)

議会は、議員の政治倫理向上に資する取組を進めるとともに、区民に対する説明責任を果たし、並びに公正性及び透明性を確保しなければならない。

3 議員の責務(第3条)

- (1) 議員は、法令、条例等を遵守し、公正な職務執行を妨げるいかなる不当な要求にも屈してはならない。
- (2) 議員は、自己の地位に基づく影響力を不当に行使して、自己又は特定の者の利益を図ってはならない。

4 区民の責務(第4条)

- (1) 区民は、議員に対し、政治倫理規準を逸脱するいかなる行為も求めてはならない。
- (2) 区民は、区民の代表たる議員の活動及び政治姿勢に注目し、議員に対し、説明を求めることができる。

5 政治倫理規準(第5条)

議員は、次に掲げる政治倫理規準を遵守しなければならない。

- (1) 信用失墜行為の禁止
- (2) 地位を利用した金品授受の禁止
- (3) 不正な影響力の行使の禁止
- (4) 人権侵害のおそれのある行為(ハラスメント、名誉棄損等)の禁止
- (5) 道義的批判を受ける献金の自粛
- (6) 適正な納税義務の履行

6 兼業の報告義務(第6条)

議員は、自ら又は配偶者が、主として収益事業を営む法人等の役員、顧問若しくはこれらに準ずる職に就いた場合は、兼業報告書を、速やかに議長に提出しなければならない。

7 請負契約等の辞退・指定管理者の指定の辞退(第7条・第8条)

議員が役員をしている企業等は、区を相手方とする工事若しくは製造の請負、業務の受託又は物品の売買に係る契約締結を辞退するよう努めるとともに、議員が当該企業に関係する場合は、当該企業が指定管理者とならないよう努めるものとする。

8 調査請求(第9条)

- (1) 議員が遵守義務違反行為をした疑いがあると認めるときは、一定数の区民又は議

員の代表者から、議長に対し、調査の請求をすることができる。

- (2) 調査請求は、当該請求に係る行為のあったことを知った日の翌日から起算して3か月を経過したとき、又は当該請求に係る行為のあった日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができない。

9 議員政治倫理調査特別委員会の設置(第10条)

- (1) 議長は、調査請求が適正であると認めるときは、議会の議決により議員政治倫理調査特別委員会を設置し、審査事案の審査を委員会に付託する。
- (2) 委員会の委員の定数は、8人とする。

10 遵守義務違反の審査等(第11条)

- (1) 委員会は、審査事案の審査を付託されたときは、遵守義務に違反する行為の存否及び必要な措置について審査する。
- (2) 委員会は、審査事案の審査を付託されたときは、付託の日から60日以内に審査結果を報告するよう努めなければならない。
- (3) 委員会は、被請求議員に弁明の機会を与えなければならない。
- (4) 委員会が遵守義務違反があると決した場合の被請求議員に対する措置は、次のとおりとする。ただし、2以上の措置を併せて講ずるよう決することを妨げない。
 - ア 議場における議長の注意
 - イ 議場における謝罪文の朗読
 - ウ 一定期間の出席停止勧告
 - エ 議会の特別委員の辞任勧告
 - オ 議長等の役職辞任勧告
 - カ 議員の就任する附属機関委員の辞任勧告
 - キ 議員辞職勧告
- (5) 委員会は、遵守義務違反がないと決したときは、被請求議員の名誉を回復する措置を、併せて決定しなければならない。

11 遵守義務違反の審査等(第12条)

- (1) 請求代表者及び被請求議員は、委員会から、審査に必要な資料の提出等を求められたときは、これに従わなければならない。
- (2) 委員会の委員長は、請求代表者及び被請求議員が前項の規定による求めを正当な理由なく拒否したとき、又は虚偽の資料の提出若しくは陳述をしたときは、その旨を公表するものとする。

12 遵守義務違反の審査等(第13条)

議長は、審査事案の審査結果について、議決をした日から7日以内に、当該審査事案の請求をした請求代表者に議決結果を送付するとともに、その概要を速やかに公表するものとする。

13 委任(第14条)

この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

14 施行期日

この条例は、令和4年4月1日から施行する。